

## 放課後等デイサービスくじら 感染症予防及び発生時の対応マニュアル

はじめに

こどもが集団生活をおくる学校や放課後デイサービスでは、感染症に罹患する可能性が高い。そのため対策として、感染症の発生を予防し、また感染症が発生した場合でも早期発見し、拡大を防ぐことを目的にマニュアルを作成する。

### 1. 感染経路

感染経路には次のものがある。

#### 1) 飛沫感染

感染している人が咳やくしゃみ、会話をした際に、口から飛ぶ病原体が含まれた小さな水滴を近くにいる人が吸い込むことで感染する。飛沫は1-2m飛び散るので、2m以上離れていれば感染の可能性は低くなる。

#### 2) 空気感染

感染している人が咳やくしゃみ、会話をした際に、口から飛び出した病原体がエアゾル化し感染性を保ったまま空気の流れによって拡散し、同じ空間にいる人もそれを吸い込んで感染する。

#### 3) 接触感染

感染している人に触れることで伝播がおこる直接接触感染（握手、だっこ、キスなど）と汚染された物を介して伝播がおこる間接 接触感染（ドアノブ、手すり、遊具など）がある。病原体の付着した手で口、鼻、目を触ること、病原体の付着した遊具等を舐めること等によって、病原体が体内に侵入する。

#### 4) 経口感染

病原体を含んだ食物や水分を摂取することで感染する。また、便中に排泄される病原体が、便器やドアノブに付着していて、その場所を触った手からも経口感染する。

#### 5) 血液・体液感染

幼児においては接触が濃厚であること、怪我をしたり皮膚に傷があることで、血液や体液を介した感染が起こりうる。

#### 6) 節足性動物感染

病原体を保有する昆虫やダニがヒトを吸血する時に感染する。

## 2. 予防

### 1) 手洗い

正しい手洗いを励行する（※正しい手洗いについては洗面所等に掲示する）手を拭く場合はペーパータオルで拭く。布タオルを使用する場合は共用しない。

### 2) 咳・くしゃみの対応

患者側、健常者側ともにマスクを着用することが望ましい。マスク着用していない場合は袖や上着の内側出口や鼻を覆い、飛散することを防ぐ。鼻をかんだ時、唾液が手についた時などは流水下で石鹸を用いて洗う。

### 3) 嘔吐物

嘔吐物は、使い捨て手袋、マスク、使い捨てガウンを着用し、ペーパータオルや使い古しの布で拭き取る。拭き取ったものはビニール袋に二重に入れて密封して、廃棄する。処理後、石鹸、流水で手を洗う。衣類を汚染した場合は80℃以上の湯に10分間漬け消毒後、ビニール袋で密閉し返却する。

### 4) 便の取り扱い

おむつ交換、トイレ介助時の排便処理の際は、使い捨て手袋を着用する。その後、石鹸を用いて流水でしっかりと手洗いする。交換後のおむつは、その都度ビニール袋に入れ、密封して廃棄する。

### 5) 血液・体液の取り扱い

血液、体液については慎重に取り扱う。例えば、皮膚に傷や病変がある場合は絆創膏などで覆うなどの防護を行う。鼻出血や外傷に触れる場合は、使い捨て手袋を着用し、終了後は手洗いを行う。玩具を舐めたり唾液が付着した玩具などは使用後に洗浄、消毒を行う。

### 6) 清掃

床の清掃は1日1回湿式清掃し乾燥させる。床に目視しうる血液、分泌物、排泄物が付着しているときは、使い捨て手袋を着用し0.1%次亜塩素酸ナトリウムで清拭後、湿式清掃して乾燥させる。

複数の人が頻繁に触れる設備（ドアノブ、取っ手、スイッチなど）は少なくとも1日1回の消毒をする。

### 7) 部屋の換気

空気感染対策と適切な環境保持のため、こまめな換気を心掛けるとともに、空調や衣類による温度調節を含めて、温度、湿度の管理に努める。

## 感染症予防および発生時の対応マニュアル

### 8) 職員等（外来者含む）の衛生管理

事業所内に石鹸や消毒用アルコールを設置し感染予防に努める。

事業所職員は（直接利用者支援に従事しない物も含む）手洗い、咳エチケットを励行する。清潔保持、体調管理に気を配る。

また、未接種（風疹、水痘など）のワクチンの有無を確認し、未接種のものがあれば予防接種を推奨する。

### 9) 利用者の情報

利用者の罹患歴の把握、連絡帳などで日常の健康状態の把握を行う。発熱等がみとめられる場合には利用を控えていただく。

## 3. 感染症発生時の対応

### 1) 感染症の発生の連絡が家族等から来たら

- ➡発病もしくは潜伏期間と思われる時期の確認
- ➡接触した可能性がある利用者、職員の特特定
- ➡感染の可能性のある人へ速やかに連絡し、感染の拡大を防ぐための対応依頼を行う
- ➡職員間で情報を共有し、消毒範囲の拡大、手洗いの徹底など確認する

2) 学校や他のサービス提供施設からも感染症発生状況の情報を得て、自施設での感染拡大を防ぐ対応を行う

3) 集団発生が疑われるなど必要な場合は保健所、所管へ連絡し助言を受ける。

## 3. 感染症の発生時の利用と対応

罹患した感染症別に対応策を確認する。（参照：「学校。幼稚園、保育所において予防すべき感染症の解説」日本小児科学会予防接種・感染対策委員会 2018年7月改定版より一部抜粋）附別紙1 正しい手洗いについて（日本スポーツ振興センター学校安全部）

（<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/>）別紙2 障がい者施設における感染症予防マニュアルポイント集抜粋（立川保健所作成）

（<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/tthc/kansensho/kansensho/taisaku/shougaisya-pointsyu.html>）

感染症予防及び発生時の対応マニュアル4 別紙3「学校。幼稚園、保育所において予防すべき感染症の解説」抜粋（日本小児科学会作成）

（[http://www.jpeds.or.jp/uploads/files/yobo\\_kansensho\\_20180726.pdf](http://www.jpeds.or.jp/uploads/files/yobo_kansensho_20180726.pdf)）